

新旧対照表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第1 法第42条本文の規定の取扱い</p> <p>1 「職の所掌に属すべき事件」の意義</p> <p>税理士法（昭和26年法律第237号。以下「法」という。）第42条に規定する「職の所掌に属すべき事件」は、次によることとする。</p> <p>(1) 「職の所掌」の範囲は、<u>財務省設置法等関係法令</u>、国税庁事務分掌規程等の定めるところによる。</p> <p>(注) 分掌すべき事務が、国税局長訓令等により、税目、業種目、地域の区分、指令方式及びその他の基準により定められている場合には、当該訓令等によるものとする。</p> <p>以下 省略</p> | <p>第1 法第42条本文の規定の取扱い</p> <p>1 「職の所掌に属すべき事件」の意義</p> <p>税理士法（昭和26年法律第237号。以下「法」という。）第42条に規定する「職の所掌に属すべき事件」は、次によることとする。</p> <p>(1) 「職の所掌」の範囲は、<u>大蔵省設置法等関係法令</u>、国税庁事務分掌規程等の定めるところによる。</p> <p>(注) 分掌すべき事務が、国税局長訓令等により、税目、業種目、地域の区分、指令方式及びその他の基準により定められている場合には、当該訓令等によるものとする。</p> <p>以下 省略</p> |